

## 様式 1 公表されるべき事項

### 独立行政法人国立高等専門学校機構の役員報酬・給与等について

#### I 役員報酬等について

##### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

###### ① 平成25年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

○ 当機構役員給与規則で文部科学省に置かれる独立行政法人評価委員会における前年度の機構の業績評価を参考に、その者の職務実績に応じて賞与(期末特別手当)を100分の10の範囲内で増減できることとしている。平成25年度においては平成24年度の業績評価を参考に検討した結果、賞与の増減は行わないこととした。

○ 独立行政法人国立高等専門学校機構(以下「機構」という。)は、全国55カ所に国立高等専門学校(以下「高専」という。)を設置(現在は51校)すること等により、職業に必要な実践的かつ専門的な知識及び技術を有する創造的な人材を育成するとともに、我が国の高等教育の水準の向上と均衡ある発展を図ることを目的として、平成16年4月1日に設立された。

従前、単独で学校運営を行ってきた全国の高専は、法人化に伴って、各学校の特色を生かしつつ、法人としての統一あるいは効率的な運営が求められることとなった。

その組織の中で、理事長は、就任前の学校経営者等の経験を活かして、高専における教育・研究環境をソフト・ハード両面において充実させ、また、全国の高専が1つの法人にまとめられたスケールメリットを活かして、戦略的かつ計画的な資源配分を行うなど、管理運営部門の合理化や教育の質の向上に向けた取り組みを実施するリーダーシップや高いマネジメント能力が求められる。

理事長の年間報酬額は、16,110千円であり、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬45,422千円と比較した場合、それ以下であり、また、事務次官の年間給与額20,439千円と比べてもそれ以下となっている。

また、同じく国立の高等教育機関である国立大学法人の長の報酬水準は、16,439千円であり、理事長の年間報酬額を超えている。

こうした職務内容の特性や他法人等との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

###### 【主務大臣の検証結果】

職務内容の特性や参考となる民間企業との比較などを考慮すると、法人の長の報酬水準は妥当であると考えられる。

###### ② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	改定なし	)
理事	改定なし	)
理事 (非常勤)	業務量の増加に伴い、非常勤役員手当の月額を45,000円から120,000円に引き上げ。	)
監事	改定なし	)
監事 (非常勤)	業務量の増加に伴い、非常勤役員手当の月額を45,000円から120,000円に引き上げ。	)

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成25年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	千円	千円	千円	就任	退任	
法人の長	16,110	10,495	4,112	1,259 (地域手当) 244 (通勤手当)			※
A理事	14,519	9,030	3,698	1,625 (地域手当) 166 (通勤手当)	4月1日		◇
B理事	12,621	8,276	3,243	993 (地域手当) 109 (通勤手当)		3月31日	※
C理事	12,597	8,276	3,097	497 (地域手当) 187 (通勤手当) 540 (兼任手当)	4月1日		
D理事	13,333	8,276	3,243	993 (地域手当) 281 (通勤手当) 540 (兼任手当)		3月31日	※
E理事	12,607	8,276	3,023	248 (地域手当) 520 (通勤手当) 540 (兼任手当)		3月31日	
F理事 (非常勤)	1,296	1,296				3月31日	
A監事 (非常勤)	1,296	1,296				3月31日	
B監事 (非常勤)	1,296	1,296				3月31日	

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄。

3 役員の退職手当の支給状況(平成25年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
	千円	年	月				
法人の長	4,451	3	0	平成24年3月31日	1.0	文部科学省独立行政法人評価委員会により業績勘案率が決定され、役員退職手当規則に基づき、支給額を決定した。	※
理事						該当なし	
監事						該当なし	

注1:「摘要」欄には、独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入する。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄。

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 人件費管理の基本方針

全国51高専が一法人となったスケールメリットを生かし、適正な人員配置を行うとともに、共通性の高い業務についての合理化・簡素化により人件費の抑制を図る。

#### ② 職員給与決定の基本方針

##### ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

給与水準の決定に当たっては、国家公務員の給与水準を考慮する。

##### イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

勤務成績を考慮し、昇給、昇格及び勤勉手当の成績率を決定している。

#### [能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
本給月額 (昇給)	一定期間の勤務成績に応じて、上位の号給に昇給させること又は昇給させないことができる。
本給月額 (昇格)	勤務成績が良好で、上位の職位に就任する場合等に、上位の級に昇格させることができる。
賞与・勤勉手当 (査定分)	一定期間の勤務成績に基づいて、勤勉手当の支給割合を変動させている。

#### ウ 平成25年度における給与制度の主な改正点

特例法に基づく国家公務員の給与見直しに関連して、以下の措置を講じた。  
(職員について)

- ・実施期間：平成24年7月1日～平成26年3月31日
- ・本給表関係の措置：次のとおり
  - (1)一般職員本給表(一)適用者：7級以上(△9.77%)、3級以上6級未満(△7.77%)、2級以下(△4.77%)
  - (2)教育職員本給表適用者：4級及び5級(△9.77%)、2級及び3級(△7.77%)、1級(4.77%)
  - (3)その他の本給表適用者：一般職員本給表(一)適用者に準じた支給減額率
- ・管理職手当：△10%
- ・期末手当及び勤勉手当：△9.77%

(役員について)

- ・実施期間：平成24年4月1日～平成26年3月31日
- ・本給表関係の措置：△9.77%
- ・期末特別手当：△9.77%

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成25年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
常勤職員	人 5,270	歳 45.5	千円 6,259	千円 4,678	千円 80	千円 1,581
事務・技術	人 1,817	歳 41.5	千円 4,901	千円 3,726	千円 87	千円 1,175
教育職種 (高等専門学校教員)	人 3,366	歳 47.6	千円 7,017	千円 5,210	千円 76	千円 1,807
技能・労務職種	人 4	歳 54.0	千円 4,739	千円 3,647	千円 38	千円 1,092
海事職種(一)	人 16	歳 47.8	千円 6,126	千円 4,613	千円 99	千円 1,513
海事職種(二)	人 16	歳 36.4	千円 4,385	千円 3,389	千円 99	千円 996
医療職種 (栄養士)	人 3	歳 58.8	千円 5,439	千円 4,085	千円 32	千円 1,354
医療職種 (看護師)	人 46	歳 48.7	千円 5,089	千円 3,867	千円 77	千円 1,222
指定職員	人 2	歳	千円	千円	千円	千円

在外職員	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
------	--------	---	----	----	----	----

任期付職員	人 14	歳 35.3	千円 4,250	千円 3,246	千円 61	千円 1,004
事務・技術	人 5	歳 34.1	千円 3,111	千円 2,402	千円 78	千円 709
教育職種 (高等専門学校教員)	人 9	歳 35.9	千円 4,883	千円 3,715	千円 51	千円 1,168

再任用職員	人 33	歳 63.9	千円 3,766	千円 3,189	千円 94	千円 577
事務・技術	人 7	歳 61.9	千円 2,995	千円 2,544	千円 60	千円 451
教育職種 (高等専門学校教員)	人 24	歳 64.5	千円 4,068	千円 3,442	千円 103	千円 626
技能・労務職種	人 2	歳	千円	千円	千円	千円

非常勤職員	人 44	歳 50.1	千円 3,685	千円 2,852	千円 89	千円 833
事務・技術	人 33	歳 47.5	千円 3,119	千円 2,410	千円 60	千円 709
教育職種 (高等専門学校教員)	人 7	歳 61.8	千円 6,132	千円 4,764	千円 193	千円 1,368
技能・労務職種	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
嘱託職員	人 3	歳 48.8	千円 4,314	千円 3,317	千円 173	千円 997

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 常勤職員のうち、研究職種、医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)は該当者がいないため、省略した。

注3: 任期付職員のうち、研究職種、医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)は該当者がいないため、省略した。

注4: 再任用職員のうち、研究職種、医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)は該当者がいないため、省略した。

注5: 非常勤職員のうち、研究職種、医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)は該当者がいないため、省略した。

注6: 指定職員、在外職員、再任用職員の技能・労務職種、並びに非常勤職員の技能・労務職種については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、人数以外は記載していない。

注7: 技能・労務職種とは、自動車運転手、用務員及びその他の労務に従事する職員を示す。

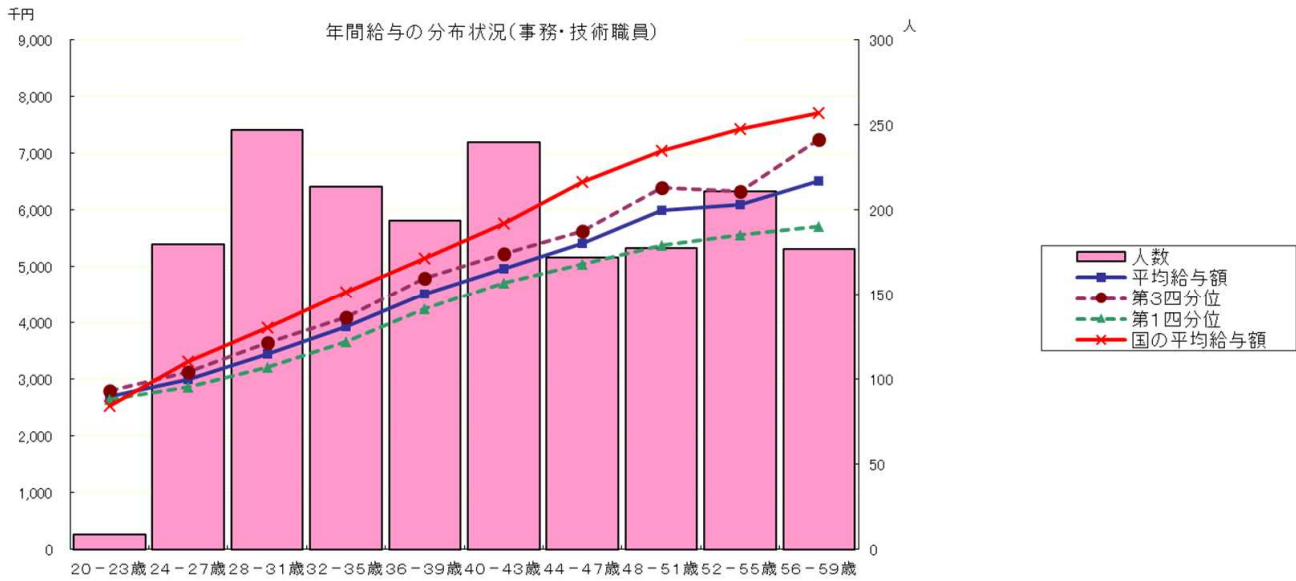
注8: 海事職種(一)とは、船舶に乗り込む船長、航海士、機関長及び機関士を示す。

注9: 海事職種(二)とは、船舶に乗り込む職員(海事職種(一)を除く。)を示す。

注10: 指定職員とは、校長(教育職種(高等専門学校教員)を除く。)を示す。

注11: 嘱託職員とは、特定の専門的な業務に従事する職員を示す。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(高等専門学校教員))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



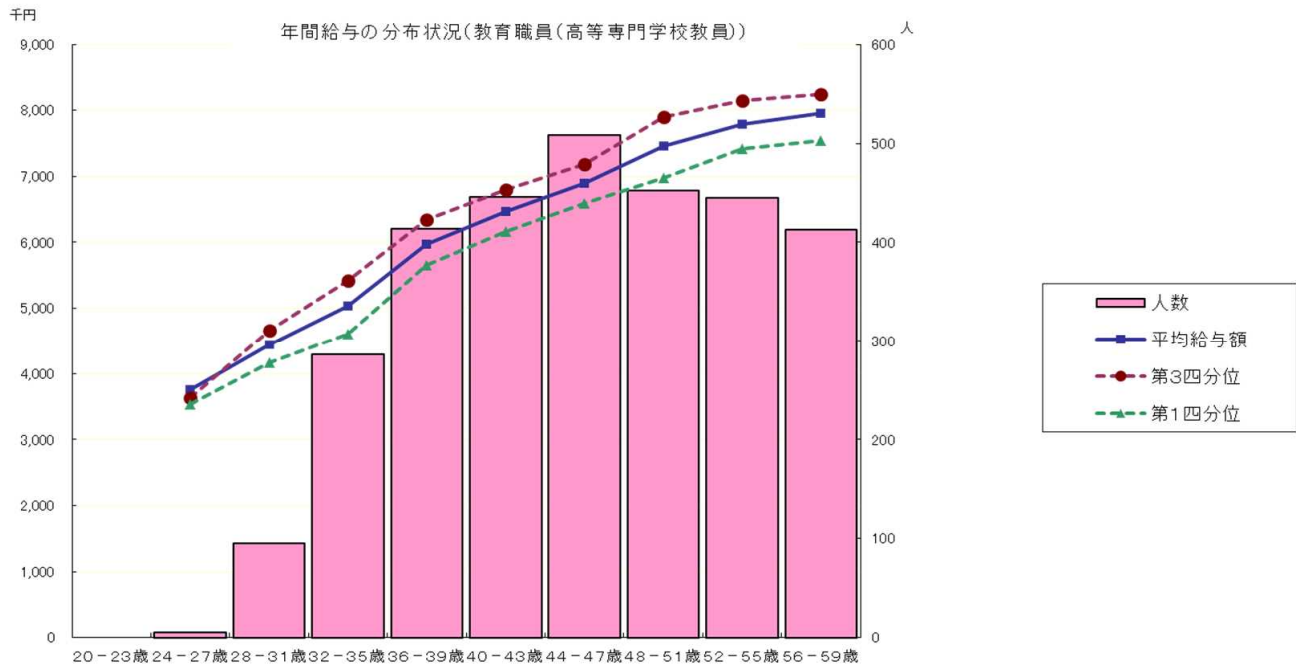
注: ①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	千円		第3分位	千円
本部事務局長	1	—	—	—	—	—	—
本部事務局部長	1	—	—	—	—	—	—
本部課長	4	52.3	—	—	8,183	—	—
本部課長補佐	9	44.4	5,537	—	6,004	6,597	—
本部係長	14	40.1	5,031	—	5,267	5,583	—
本部主任	7	34.1	4,001	—	4,235	4,393	—
本部係員	16	28.4	3,127	—	3,436	3,671	—
地方部長	38	57.7	8,236	—	8,603	8,860	—
地方課長	94	53.3	6,901	—	7,212	7,578	—
地方課長補佐	239	53.5	5,723	—	5,946	6,185	—
地方係長	679	44.6	4,731	—	5,095	5,480	—
地方主任	192	39.2	3,898	—	4,356	4,721	—
地方係員	528	29.8	3,035	—	3,363	3,664	—

注1: 本部事務局長、本部事務局部長の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢以下の項目を記載していない。

注2: 本部課長の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位は表示していない。



(教育職員(高等専門学校教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位			
校長	39	64.0	9,967	11,003	10,483		
教授	1,455	54.7	7,504	8,190	7,869		
准教授	1,448	43.4	6,130	6,895	6,490		
講師	233	37.1	4,776	5,711	5,273		
助教	190	34.2	4,264	4,840	4,579		
助手	10	45.7	5,101	5,617	5,268		

③ 職級別在職状況等(平成26年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(高等専門学校教員))

(事務・技術職員(常勤職員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		係員	主任、係員	係長、(技術)専門職員、主任	課長補佐、(技術)専門員、係長、(技術)専門職員	課長、課長補佐、(技術)専門員、技術長
人員(割合)	1,817人	180人 (9.9%)	429人 (23.6%)	709人 (39.0%)	283人 (15.6%)	124人 (6.8%)
年齢(最高～最低)		31～22歳	54～27歳	59～33歳	59～40歳	59～39歳
所定内給与年額(最高～最低)		2,808～1,714千円	3,992～2,162千円	4,692～2,630千円	5,565～3,720千円	6,415～3,393千円
年間給与額(最高～最低)		3,584～2,235千円	5,197～2,820千円	6,230～3,529千円	7,233～4,989千円	8,284～4,910千円

区分	6級	7級	8級	9級
標準的な職位	課長、技術長	事務局次長、事務局部長、事務部長	事務局次長、事務局部長	
人員(割合)	52人 (2.9%)	39人 (2.1%)	1人 (0.1%)	
年齢(最高～最低)	59～45歳	59～53歳		
所定内給与年額(最高～最低)	6,560～5,174千円	7,680～5,706千円		
年間給与額(最高～最低)	8,413～6,801千円	10,065～7,701千円	～	

注:8級については該当者が1人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(事務・技術職員(任期付き職員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		係員	主任、係員	係長・(技術)専門職員、主任	課長補佐・(技術)専門員、係長・(技術)専門職員	課長、課長補佐・(技術)専門員、技術長
人員(割合)	5人	5人 (100.0%)				
年齢(最高～最低)		38～24歳				
所定内給与年額(最高～最低)		2,547～1,857千円				
年間給与額(最高～最低)		3,325～2,420千円				

区分	6級	7級	8級	9級
標準的な職位	課長、技術長	事務部長	事務局長・事務局次長・事務部長	
人員(割合)				(%)
年齢(最高～最低)				
所定内給与年額(最高～最低)				
年間給与額(最高～最低)				



(教育職員(高等専門学校)(常勤職員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		助教、助手	講師	准教授	教授	校長
人員 (割合)	3,366 人	194 人 (5.8%)	233 人 (6.9%)	1,446 人 (43.0%)	1,454 人 (43.2%)	39 人 (1.2%)
年齢(最高～最低)		61～26 歳	62～28 歳	62～30 歳	62～40 歳	67～54 歳
所定内給与 年額(最高～最低)		4,674～ 2,679 千円	5,593～ 2,978 千円	6,161～ 3,126 千円	7,440～ 4,418 千円	9,213～ 5,824 千円
年間給与額 (最高～最低)		6,026～ 3,518 千円	7,367～ 3,900 千円	8,182～ 4,113 千円	10,092～ 5,953 千円	12,143～ 8,186 千円

(教育職員(高等専門学校)(任期付き教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		助教、助手	講師	准教授	教授	校長
人員 (割合)	9 人	6 人 (66.7%)		2 人 (22.2%)	1 人 (11.1%)	
年齢(最高～最低)		32～25 歳				
所定内給与 年額(最高～最低)		3,471～ 2,745 千円				
年間給与額 (最高～最低)		4,502～ 3,588 千円				

注:教育職員(高等専門学校)(任期付き教員)3級及び4級については該当者が2人以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成25年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)／教育職員(高等専門学校教員)

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 63.9	% 66.6	% 65.3
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 36.1	% 33.4	% 34.7
	最高～最低	% 52.2～26.9	% 45.7～23.4	% 49.0～25.1
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.0	% 66.8	% 65.5
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 36.0	% 33.2	% 34.5
	最高～最低	% 44.3～27.1	% 42.8～26.1	% 40.0～26.6

(教育職員(高等専門学校教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 60.1	% 63.3	% 61.7
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 39.9	% 36.7	% 38.3
	最高～最低	% 52.2～32.7	% 45.7～30.2	% 49.0～31.4
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.1	% 67.1	% 65.6
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 35.9	% 32.9	% 34.4
	最高～最低	% 51.9～27.5	% 49.0～27.5	% 50.4～29.0

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

85.5

対他法人(事務・技術職員)

82.0

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 85.5	
	参考	地域勘案 92.4 学歴勘案 85.9 地域・学歴勘案 92.4
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考ええる。	
給与水準の適切性の検証	<b>【国からの財政支出について】</b> 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 79.3% (国からの財政支出額 87,631百万円、支出予算の総額 110,537百万円:平成25年度予算)	
	<b>【検証結果】</b> 高専は地域手当の支給されない勤務地又は支給率の低い勤務地に所在する学校が多いことや学校が小規模な組織で給与の高い管理職ポストが少ないこと、また、適用される本給表は国の同種の俸給表と同水準のものとなっており、国家公務員に比べ十分低い水準であるといえる。	
	<b>【累積欠損額について】</b> 累積欠損額0円(平成25年度決算)	
講ずる措置	<b>【検証結果】</b> 該当しない。	
	<b>【主務大臣の検証結果】</b> 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考ええる。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	
講ずる措置	事務・技術職員に適用される本給表は国の同種の俸給表と同水準のものとなっており、引き続き、適切な給与水準となるような取り組みを行うこととする。	

○参考指標

教育職員(高等専門学校教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 98.4

注:上記比較指標は、法人化前の国の教育職(四)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成25年度の教育職員(高等専門学校教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

○比較対象職員の状況

事務・技術職員

常勤職員欄の事務・技術職員1,817人及び  
 任期付職員欄の事務・技術職員5人 計1,822人  
 1,822人の平均年齢41.4歳、平均年間給与額4,896千円

教育職員(高等専門学校教員)

常勤職員欄の教育職員(高等専門学校教員)3,366人  
 任期付職員欄の教育職員(高等専門学校教員)9人 計3,375人  
 3,375人の平均年齢47.6歳、平均年間給与額7,011千円

### III 総人件費について

区 分	当年度	前年度	比較増△減		中期目標期間開始時(平成21年度)	
	(平成25年度)	(平成24年度)	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	39,666,418	40,662,464	△ 996,046	△ 2.4	△ 4,750,098	△ 10.7
退職手当支給額 (B)	4,310,503	5,152,788	△ 842,285	△ 16.3	△ 1,360,450	△ 24.0
非常勤役職員等給与 (C)	3,550,719	3,253,300	297,419	9.1	875,257	32.7
福利厚生費 (D)	5,820,984	5,645,995	174,989	3.1	384,425	7.1
最広義人件費 (A+B+C+D)	53,348,625	54,714,548	△ 1,365,923	△ 2.5	△ 4,850,865	△ 8.3

#### 総人件費について参考となる事項

##### 給与、報酬等支給額及び最広義人件費における主な増減要因

給与、報酬等支給総額の対前年度比△2.4%については、前年度は9月間(平成24年7月から平成25年3月まで)実施した給与減額支給措置を年度を通して実施したことが理由として考えられる。

また、退職手当支給額の対前年度比△16.3%については、平成24年度から実施している「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づく措置による影響や定年退職者数を中心とした退職者の構成の変化が理由として考えられる。

### IV 法人が必要と認める事項

特になし